

令和7年3月市議会定例会議

予算特別委員会【建設水道分科会】資料

No. 2

議案第4号 令和7年度福島市一般会計予算中、都市政策部所管分（下水道室分を除く）
[主要事業を掲載]

①	高齢者公共交通利用助成事業	【交通政策課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
②	ブロック塀等撤去助成事業	【開発建築指導課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
③	建築物アスベスト調査助成事業	【開発建築指導課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
④	ウォークアブル推進事業	【都市計画課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
⑤	空家等対策事業	【都市計画課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
⑥	低未利用地活用促進事業	【都市計画課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
⑦	自転車利用促進事業	【交通政策課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
⑧	御倉邸整備事業	【公園緑地課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
⑨	福島駅東口地区市街地再開発事業	【市街地整備課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9
⑩	花園町地区教育施設移転支援事業	【市街地整備課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
⑪	まちなか立地集積支援事業	【市街地整備課】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13

都 市 政 策 部

高齢者公共交通利用助成事業

1 事業目的

令和7年4月からの新シルバーパスポート制度において、タクシーを利用対象に加え、上限2万円の選択制とすることにより、市内全域の高齢者が利用しやすく持続可能なものとして、高齢者の外出支援と公共交通の利用促進を図っていく。

2 事業内容

- (1) シルバーパスポート申請手続関係 39,200千円
 - ・申請書、チラシ等作成
 - ・申請管理システム運用保守
 - ・タクシー利用登録特設窓口運営 など
- (2) コールセンター運営関係 13,678千円
- (3) タクシー運賃助成システム運用関係 9,108千円
 - ・タクシー運賃助成システム運用保守
 - ・マイナンバーカードアプリケーション搭載サービス
- (4) 運賃助成負担金関係 365,000千円
 - 【内訳】 バス・飯坂線 191,750千円
 - タクシー 173,250千円

<これまでの経過及び今後の予定>

令和6年

- 8月まで 関係団体等と意見交換を実施
- 9月 市議会定例会議 債務負担行為補正
対象者に申請書等を送付、コールセンター開設
- 10月 市内18地区で説明会を開催（参加者1,353人）
- 11月～ 本庁及び6支所にマイナンバーカードへの
タクシー利用登録特設窓口を開設

令和7年

- 2～3月 10支所にタクシー利用登録臨時窓口を開設
- 4月 新制度スタート

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
高齢者公共交通利用助成事業費	426,986	—	—	459	426,527

◎ブロック塀等撤去助成事業

1 事業目的

地震発生時におけるブロック塀や石塀等の倒壊による避難経路や道路を通行する方の被害の未然防止、避難経路の機能維持、市民の『安全・安心』の確保に向けて、実施するもの。

「福島市耐震改修促進計画」に基づき、地震発生時における建築物の総合的な安全対策の一環として、地震により倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を行う者に対し、撤去費用の一部を助成する。

2 事業内容

○助成対象

- ・道路に面し、高さが80cm以上のもの
- ・地震等により倒壊のおそれのあるもの
- ・市内業者による施工

○助成金額

- ・1㎡あたり5,000円、または撤去費用の1/2のうちいずれか低い額（上限100,000円）

○事業スケジュール

- ・市政日より、ホームページにより広報
- ・申込受付期間 12月中旬まで

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
ブロック塀等撤去助成事業費	3,000	2,250	-	-	750

【参考】これまでの実施実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
件数	22	25	40	23	37	12	18	177

◎建築物アスベスト調査助成事業

1 事業目的

建築物の解体、改修、補修工事時には、アスベスト含有の事前調査が義務付けられていることから、アスベスト除去の促進に向けて、実施するもの。

吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物について、アスベスト含有分析調査を行う者に対し、撤去費用の一部を助成する。

2 事業内容

○助成対象

- ・吹付けアスベスト等が施工されている恐れのある建築物
- ・建築物の吹付け材について行うアスベスト含有の有無に係る調査
- ・石綿含有建材調査者の資格を有する者による分析

○助成金額

- ・分析調査に要する費用について全額（上限250,000円）

○事業スケジュール

- ・市政日より、ホームページにより広報
- ・申込受付期間 12月中旬まで

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
建築物アスベスト調査助成事業費	750	750	-	-	-

【参考】これまでの実施実績

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
件数	-	3	2	2	2	0	9

ウォーカブル推進事業

予算説明書
P. 103

1. 事業目的

街なかにおいては、駅周辺の土地の1/3が低未利用地になるなど民間不動産の投資が低下している。公共空間や低未利用地等の活用を検討しながら、街なか再生の要素である「人が流れる」の促進施策として、居心地が良く歩きたくなる空間を創出することで、エリア全体の価値向上を図り、民間の不動産投資を促進する。

2. 事業内容

(1) ウォーカブル推進計画策定 8,000千円

ほこみち制度も活用し「居心地がよく歩きたくなる」空間の創出を検討する。商店街の方々や地元住民、若者とのワークショップでご意見を伺い、エリアの快適性・魅力向上を図るための整備計画を策定する。

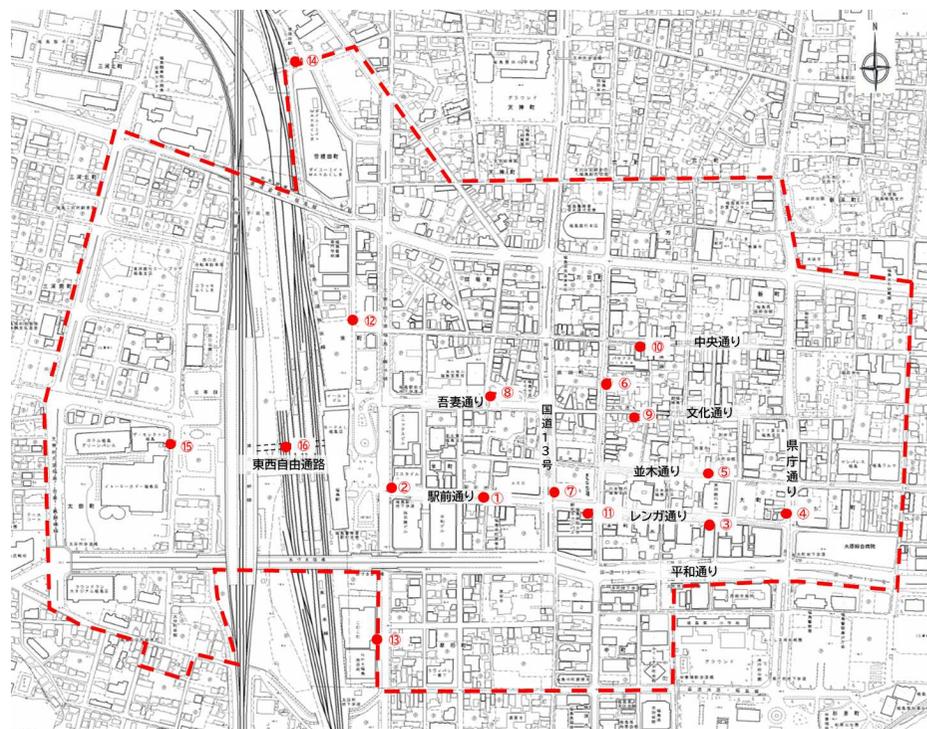
- エリアの現状把握と課題の整理
- 商店街の方々や地域住民とのワークショップ開催
- 道路空間利活用の検討

(2) AIカメラ人流分析システム構築 32,800千円

駅前通りなど、街なかの主要な通り16箇所にAIカメラを設置し、人流交通分析システムを構築することにより、年間通して歩行者通行量を把握し、イベントや社会実験等の施策の効果検証、回遊性・滞留性の向上に向けた施策の検討に活用する。

- 常設カメラの設置
- AI人流交通分析システムの構築
- 市HPで人流データ公表（民間活動の活性化促進）

AIカメラ設置予定個所及び計画策定想定区域



3. 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
ウォーカブル推進事業	40,800	20,400	-	-	20,400

凡例	
●	AIカメラ設置予定個所
- - -	計画策定想定区域

空家等対策事業

予算説明書
P.104

1. 事業目的

空家・空地対策室を新設して空き家の発生抑制、管理不全空き家への対策、市場における利活用や流通をさらに促進し、安心安全なまちづくりと地域の活性化を図る。

2. 事業内容

(1) 空き家に対する支援制度 【予算: 46,139】

(単位: 千円)

対象事業	対象者	補助内容	財源内訳	予算額
特定空家除却	特定空家の所有者	工事費の4/5(最大150万円)	国1/2 市1/2	6,000
リフォーム	空き家バンク物件購入者 (移住・新婚子育て世帯)	工事費の1/2(最大150万円)	国1/2 県1/4 市1/4	25,500
移住者向けシェアハウスへの改修	空き家の所有者			
清掃	空き家バンク物件所有者	清掃費の1/2(最大10万円)	市単独	500
市有施設除却	水道事業管理者(水道局)	国基準単価×面積	国10/10	14,139

(2) 福島市空家等対策協議会の運営 【予算: 176】

(3) 空き家の発生予防に関する普及啓発及び市空家等対策計画改訂準備 【予算: 3,199】

(4) 空き家情報の一元管理(データベース)及び空き家バンクの運用 【予算: 3,520】

(5) 空き家や移住者に関する融資制度(東北労働金庫との連携) 【予算: 10,000】

● 空き家対策支援資金融資制度の概要

項目	用途
空き家	空き家の改修・修繕・解体 空き家内の家財道具処分
移住定住	住宅・自動車購入、生活資金

※限度額: 300万円・返済期間: 15年以内
金利: 年1.25%(固定)・担保: 不要

3. 事業費内訳 (令和7年度予算)

(単位: 千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	起債	その他 (預託金)	一般財源
空家等対策事業費	63,034	35,814	—	10,000	17,220

低未利用地活用促進事業

1. 事業目的

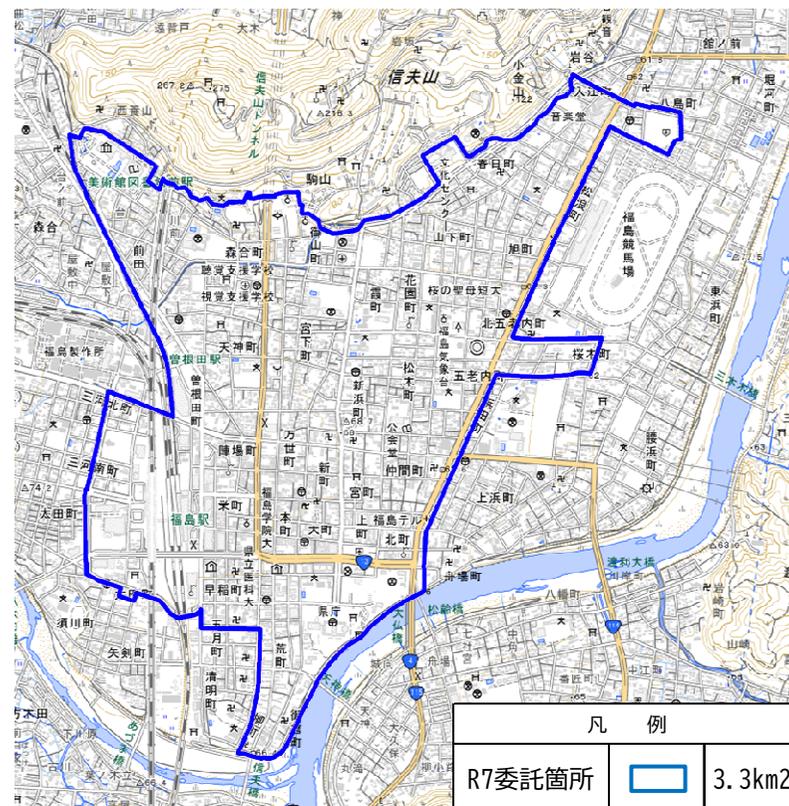
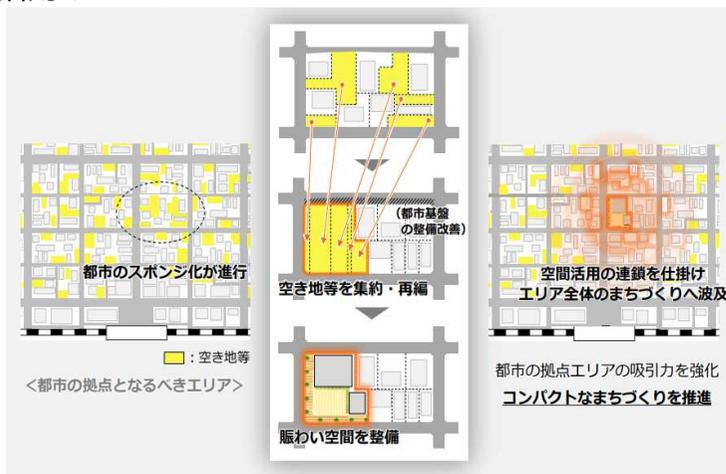
街なかにおいては、狭小な土地や不整形地が多く隣接地を含め一団の土地に集約し、様々な用途に利活用されることが必要であり、空き地の実態を調査・把握し、市が土地所有者に利活用を働きかけながら、民間の不動産投資を促すほか、空き家施策と連携を図り空き地の抑制や有効な利活用に取り組む。

2. 事業内容

- ① 空き地の実態調査（抽出条件の検討、面積・件数・所有者の特定、GISによるデータベース化）
- ② まちなかの空き地利活用促進に向けた制度設計

3. 事業スケジュール（予定）

令和7年度 空き地の実態調査（都市機能区域）
 令和8年度 空き地対策も含めた第3期空家空地等対策計画策定
 ※空き地の利活用イメージ



凡 例		
R7委託箇所		3.3km2

4. 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
低未利用地活用促進事業	4,000	2,000	-	-	2,000

自転車利用促進事業

予算説明書
P. 104

1 事業目的

設置から37年が経過し老朽化しているあづま陸橋下自転車駐車場について利便性向上のため改修工事を実施する等、自転車利用環境整備を図る。

2 事業内容

(1)あづま陸橋下自転車駐車場 改修工事【予算：95,000千円】 あづま陸橋下自転車駐車場 改修工事概要

- ・自転車ラック設置
- ・アスファルト舗装
- ・照明灯、施設管理カメラ設置

再整備方針

- ・通路幅を確保し、従前よりラック間隔を拡大
- ・動線見直しで視認性と移動のしやすさに配慮
- ・歩行者及び自転車とバイクの動線を分離
- ・施設管理カメラの設置と施設照明の配置見直しで防犯性、安全性を向上

(2)土地借上料 【予算：36,000千円】

3 経過及び今後のスケジュール

- R6年7月 再整備に向けたアンケート調査等の実施
- 工事実施設計委託業務の実施
- R7年6月～ 工事発注
- R8年2月 竣工・供用開始

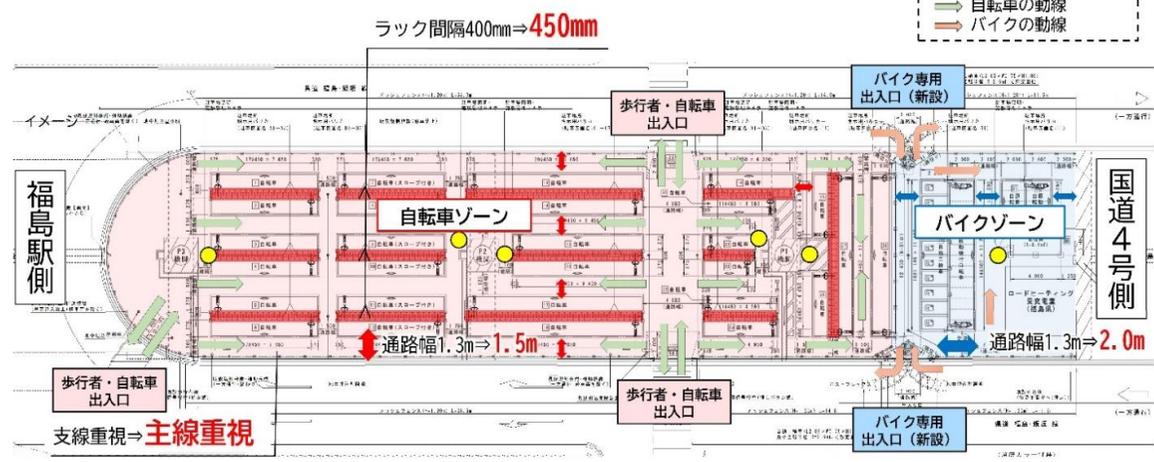
4 事業費内訳

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
自転車利用促進事業	131,000	47,500	42,700	—	40,800



整備面積＝約1,000㎡

- 凡例
- 照明灯、監視カメラ
 - 自転車の動線
 - バイクの動線



(単位：千円)

御倉邸整備事業

1 事業目的

御倉邸のウッドデッキは、御倉町地区公園として平成13年に供用を開始した以降、阿武隈川の隈畔（わいはん）を一望できる展望デッキとして、多くの市民に親しまれている施設である。築造から23年が経過したウッドデッキは、老朽化による部材の劣化が見受けられることから、利用者の安全性を確保するとともに、水辺空間を活かした賑わいの創出を図るため再生整備する。

2 事業内容

測量設計業務委託 A=91.0㎡ C=8,200千円

3 事業費内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
御倉邸整備事業	8,200	4,100	3,600	—	500



4 事業スケジュール

令和7年度 測量設計 C = 8,200千円

令和8年度 工事 C = 27,000千円 (予定)



福島駅東口地区市街地再開発事業

予算説明書
P. 107

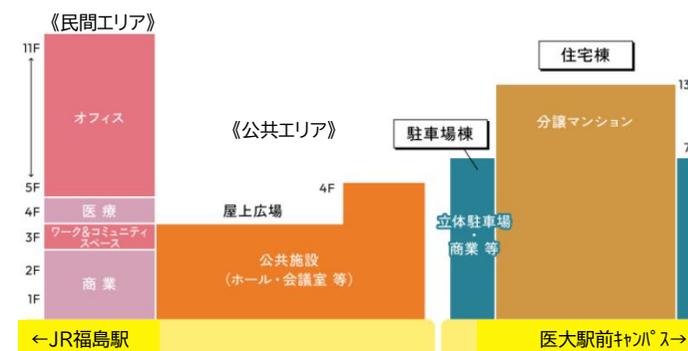
1. 事業目的

本事業は、飲食やオフィス、駐車場などの民間供給とホールなどの公益施設の戦略的再編により、人が集まる拠点・新たな人の流れをつくることで、街なかに民間投資を呼び込み、商業等の立地や人が集客する好循環を実現し、街なか再生の起爆剤として低下した都市力の回復を目指すもの。

2. 事業概要 【見直し方針（令和6年6月）】

- 事業名 : 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業
- 敷地面積 : 約1.4ha（地区面積約2.0ha）
- 用途地域 : 商業地域、防火地域 建ぺい率80%
- 容積率 : 高度利用地区700%、最低200%
- 施設内容 : 商業、オフィス、公益施設、立体駐車場、分譲住宅等
- 構造・規模 : S造・一部RC造 延床面積約56,200㎡
- 総事業費 : 550億円～580億円
- 事業年度 : 令和元年度～令和11年度（補助期間11ヵ年）
- 施行者 : 福島駅東口地区市街地再開発組合 理事長 加藤眞司
- 参加組合員 : 野村不動産
- 特定業務代行者 : 戸田建設、佐藤工業、信夫山福島電力、大木建設東北支店

※面積や事業費は、設計の途中段階であるため、変更となる可能性あり。



R7.2.4全協資料より

3. 経過及び今後のスケジュール(予定)

- 平成30年度 : 準備組合設立、基本計画等
- 令和元年度 : 都市計画決定、基本設計等
- 令和2年度 : 基本設計、資金計画作成等
- 令和3年度 : 組合設立認可、実施設計
- 令和4年度 : 事業計画変更認可、権利変換計画認可、補償、既存建物解体工事、工事コスト縮減
- 令和5年度 : 既存建物解体工事、工事コストの縮減・施設計画見直し
- 令和6年度 : 見直し方針策定、基本設計見直し等。(都市開発資金貸付)
- 令和7年度 : 基本設計・実施設計、事業計画変更認可、権利変換変更認可。(都市開発資金貸付)
- 令和8年度以降 : 建築工事、運営準備
- 令和11年度 : 施設オープン

市街地整備課

福島駅東口地区市街地再開発事業

予算説明書
P. 107

4. 令和6年度の取組状況

- 令和6年4月27日 駅前まちづくりワークショップ開催（対象：高校生～30代）
- 4月23日 第3回駅周辺まちづくり検討会（コンベンションホール単独案の肉付け案の説明等）
- 5月1日 全員協議会（第3回駅周辺まちづくり検討会の検討状況報告等）
- 5月14日 第4回駅周辺まちづくり検討会（再開発見直しに関する提言案の協議）
- 5月16日 検討会から提言の提出
- 5月29日 全員協議会（東口再開発の見直し方針の説明）
- 6月 見直し方針を策定
- 6月以降 基本設計見直しに着手
- 6月～8月 再開発に関する意見交換会（自治振興協議会の日程に合わせて各地区で18回開催）
- 8月28日 東口再開発タウンミーティング
- 令和7年2月4日 全員協議会（基本設計見直し状況の報告、公共エリア3案の公表等）
- 2月12日 福島駅前交流・集客拠点施設 中間報告会
- 令和6年3月～令和7年2月までに実施した出前講座（福島大学ほか19回開催）

【検討中のC案外観イメージ】 R7.2.4全協資料より



5. 令和7年度 事業内容

- ① 福島駅東口地区市街地再開発事業
事業費：580,000千円【国1/2：290,000千円、県1/4：145,000千円、市1/4：145,000千円】
実施内容：実施設計、事業計画変更認可、権利変換変更認可
- ② 福島駅東口地区市街地再開発事業資金貸付金
事業費：540,000千円【国1/2：270,000千円、市1/2：270,000千円】
実施内容：上記①事業内容の進捗に対する資金の貸付

6. 令和7年度 財源内訳

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	財源内訳			
			国県支出金	起債	その他	一般財源
①	福島駅東口地区市街地再開発事業	580,000	435,000 〔国：290,000 県：145,000〕	130,500	14,500	-
②	福島駅東口地区市街地再開発事業資金貸付金	540,000	-	526,500 〔国：270,000 市：256,500〕	-	13,500
合計		1,120,000	435,000	657,000	14,500	13,500

花園町地区教育施設移転支援事業

1. 事業目的

野田町にある桜の聖母学院の中学校を花園町地区に移転集約し、認定こども園と小中一貫校を整備する費用の一部を支援することにより学生の増加に伴う新たな人流や活気を創出し、都市力強化に必要な「人が働き学ぶ」「人が集まる」などの4要素の実現を図ることで、立地適正化計画に基づく活力ある街づくりを推進する。

2. 事業内容

- (1)事業概要 中学校移転に伴う、グラウンド整備や体育館新設に対する移転費用の一部を支援する
- (2)補助対象 桜の聖母学院中学校の移転費用の一部
- (3)施行者 学校法人コングレカシオン・ド・ノートルダム
- (4)スケジュール（予定）
 - 令和7年度 下線部分が補助支援対象
 - 小中学校(増改築)
 - 体育館(測量・設計)
 - グラウンド(測量・設計・整備)
 - 令和8年度 小中一貫校・認定こども園 R8.4月供用開始
 - 令和9年度 体育館(新築) R8～9まで

(5)令和7年度事業費の内訳

(単位：千円)

事業内容		補助率	補助対象事業費	補助金		
				国	市	
測量・設計	グラウンド測量・設計	2/3	7,000	4,666	2,333	2,333
	体育館測量・設計	2/3	57,000	38,000	19,000	19,000
施設整備	グラウンド整備	2/3	34,684	23,122	11,561	11,561
計			98,684	65,788	32,894	32,894

3. 財源内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	起債	その他	一般財源
花園町地区教育施設移転支援事業	65,788	32,894	-	-	32,894

財源 国費1/2、市費1/2

まちなか立地集積支援事業

予算説明書
P. 107

1. 事業目的

街なかに都市機能を誘導し、さらなる民間投資を呼び込むため、本市が進めている街なかへの出店を促進する施策と連携し、宿泊施設や教育、商業、オフィス、医療、文化芸術関連などの機能を有する建物への投資(新築・増改築ほか)を支援する。

2. 基本的な支援内容 (用地取得にかかる費用は、支援対象に含まない。)

対象者	対象事業内容	補助率	上限額
(1)施設所有者	①建物の建築にかかる費用(修繕等含む)	10%	①と②をあわせて1億円
	②既存建物の取得費(修繕等が前提)	5%	
	③既存建物の解体費(建替えが前提)	10%	5千万円
(2)マスターリース事業者	①マスターリースの際に発生する修繕等費用(賃料除く)	10%	1億円

※(1)及び(2)は同一建物であっても、整備内容及び対象物が異なれば、それぞれ支援可能とする。
ただし、その場合の上限額は(1)及び(2)をあわせて1億円とする。

3. 支援条件

- (1)建物等への投資(施設所有者による新築などが、
 - ①新築、増築、建替えの場合は、投資額合計1億円以上
 - ②建物の修繕、模様替え、マスターリースの場合は、投資額合計1千万円以上
- (2)都市機能が入居する施設：宿泊施設、教育、商業、オフィス、医療関連、文化芸術関連
- (3)床面積500㎡(共用部分含む)以上の該当都市機能の入居があること
- (4)同一補助対象に対し、国県市のほかの補助金を受けていないこと

4. 特例措置

- (1)バンケット機能(宴会や大規模な会議が行える空間)を有する宿泊施設等を新築する場合
→バンケット機能整備部分の補助率を15%に (上限:バンケット機能を除く部分のみ設定)
- (2)教育関連機能が中心となって入居する場合
→教育関連機能整備部分の補助率を15%に (上限:1.5億円)

5. 財源内訳

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	起債	その他	一般財源
まちなか立地集積支援事業	10,000	-	-	-	10,000

(3)対象エリア



【凡例】 ※支援エリアには、沿道も含む。

エリア	対象機能
新規出店支援エリア	商業、宿泊施設、文化芸術
オフィス等立地支援エリア	オフィス、教育、医療
立地適正化: 都市機能誘導区域	